

かすがい



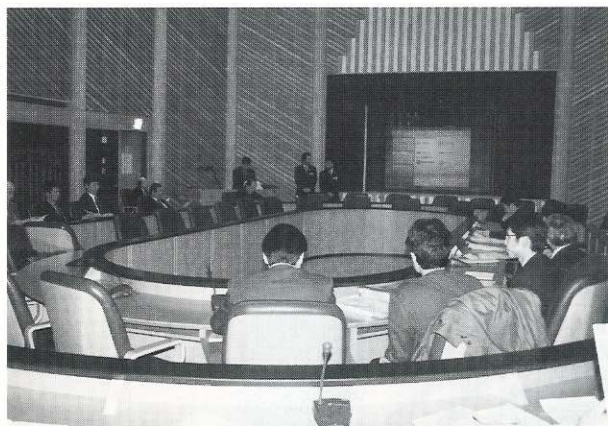
「カサブランカ」 ～野本敏春～

～目次～

■支部活動		■シリーズ「あの路・この店」⑦	… 5 P
「技術講習会と商品説明会」開催	… 2 P	■連載コラム「建築士の目」	… 6 P
■渦中の基準法改正案、今国会に提出		■支部日誌	… 7 P
業界に与える影響	… 3 P	■今後の広報について	… 8 P
■地価公示	… 4～5 P	■編集後記	… 8 P
住宅・商業とも下げ幅縮小の傾向			



茅野信州建築構造協会長が講演 「耐震強度偽装問題に係わる諸事情あれこれ」



当支部は3月7日、長野市若里市民文化ホールで「技術講習会」と、賛助会による「商品説明会」を開催した。

会員の技術と知識向上を目的に支部活動の一環として年数回行う同講習会。今回は茅野芽九六氏（信州建築構造協会会長）を講師に迎え、「耐震強度偽装問題に係わる諸事情あれこれ」と題した講演で、昨年発覚した耐震強度偽装問題の「実態」と「影響」、「今後の課題」についての説明を受けた。



意匠・構造設計の分離発注 社会的責任と賠償能力など

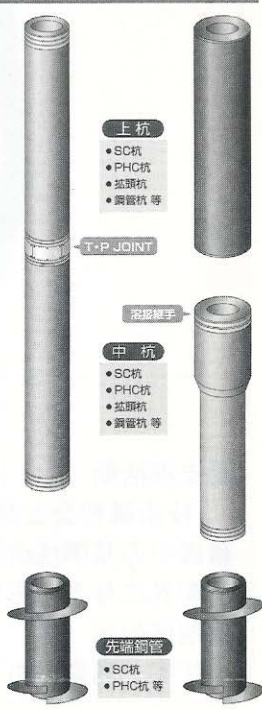
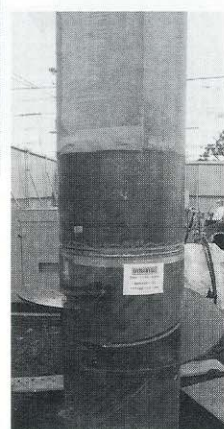
茅野氏は、耐震強度偽装の実例を示しながら、建築基準法や同施行令、告示、通達各基準等の時間的経緯について順次説明。「耐震強度偽装事件後に生じた問題としては、構造設計上の建物のモデル化や工学的判断のほか、構造設計者の社会的責任と賠償能力について、意匠設計と構造設計者の分離発注と、資格規定の変革などがある」と述べ、建築確認申請業務が今後、民間検査機関への委譲が進む中で、構造設計を取り巻く課題を指摘した。

耐震強度偽装事件が業界に与えたマイナス面の影響は大きい。しかしながら、現行の審査体制やモラルなど今一度立ち止まり、見つめ直し、消費者（エンドユーザー）に与えた不安を払拭することが、最大の課題といえるかもしれない。



マイホーム発電 「エコウィル」～東京ガス～ 低排土・高支持力杭工法 「DYNAWING」～角藤～

同日行った商品説明会では、賛助会員の東京ガス長野支店からガス発電・給湯暖房システム「エコウィル」、角藤から環境にやさしい低排土・高支持力杭工法「DYNAWING（ダイナウィング）」について説明を受けた。



【DYNAWING】
■掘削残土の発生を抑える掘削技術を用いた環境配慮型の埋め込み工法

渦中の建築関連法制改正案 原案固まり 今国会に提出



姉齒建築設計事務所の耐震強度偽装問題発覚から数ヶ月…。時間の経過とともに被害が拡大する中、各地でも規定の耐震基準を満たさない建築物が見つかる状況は、業界全体にも大きな影響を与えている。

一方、国もこの現状を受けて耐震診断偽装問題の再発防止に向けた建築関連法制改正案を今国会に提出する。このほど、自由民主党の国土交通部会・住宅土地調査会合同会議で国土交通省が示した同改正案の概要によると、一定の高さ以上（鉄筋コンクリート造は20m超）などの建築物に対し、指定期間による構造計算検査を課すとともに、3階建て以上の共同住宅には中間検査を義務付ける。また、建築士や建築士事務所の名義貸しを懲役刑の対象とするなど罰則強化策も盛り込んでいる。

改正案の概要については、国土交通省の社会整備審議会建築分科会基本制度部会が2月に示した中間報告「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」を踏まえ、内容が具体化されたもようだ。

3階以上は中間検査

建築確認審査の厳格化にあたり、20mを超える鉄筋コンクリート造（木造は13m超または軒高9m超）一定の高さ以上の建築物について、都道府県知事が指定する「指定構造計算適合判定機関」での構造計算審査を義務付ける。また、3階建て以上の共同住宅はすべて中間検査の対象とする。

建築確認の審査方法、中間・完了検査の方法などを規定した指針を策定、公表した上で、指針に基づき審査、検査の徹底を図る。建築確認の審査期間は現行の審査期間は現行の21日から35日に延長（最大70日までの延長可）する。

建築士などに対する罰則は大幅に強化。建築士・建築士事務所の名義貸し、建築士による構造安全性の虚偽証明の禁止を建築士法で明確化し、懲役1年・罰金100万円の罰則規定を創設。耐震基準など重大な実体規定違反には、懲役3年・罰金300万円（現行・罰金50万円）を課せるよう建築基準法を改正する。

不動産取引時の重要事項の不実告知などについても、罰則強化を施す方向で宅建業法を見直す。

指定確認検査機関の業務の適正化に向けては、指定要件を強化（損害賠償能力、公立中立要件、人員体制など）するとともに、損害賠償能力に関する情報開示を義務付ける。特定行政庁の指導監督権限も強化する。

宅建業者に対しては、契約締結前に保険加入の有無などを説明するほか、加入している保険などの内容を記載した書面の交付などを義務付ける。



地価公示

下げ幅縮小の傾向

住宅・商業地とも

「上昇」は軽井沢のみ



このほど、国土交通省が公示した18年度地価によると、県内19市21町7村377地点における1月1日の調査判定基準日から継続調査となった372地点のうち、軽井沢町の3地点を除き、すべての地点で下落した。

軽井沢町では、「大字長倉字横吹・富ヶ丘バス停北の別荘地」が0.8%、「軽井沢駅前」の三笠

通りに位置する商業地」が2.4% - の上昇（残る1地点は変動なし）した。

用地別の県内平均価格と変動率は、住宅地が4万9600円で5.4%減、商業地が9万7300円で6.5%減、準工業地が7万9000円で5.2%減、工業地が2万7800円で8.6%減、市街化調整区域内宅地が2万6100円で8.6%減。全用地では6万2000円で5.9%減となった。

長野市では…

住宅地の下落率が昨年の6.7%から5.6%に縮小。依然、県内の最高価格地点は長野市の長野駅前1㎡当たり10万4000円。昨年より6000円ダウンした結果となった。

また、商業地の下落率は4.9%。一昨年の13.3%、昨年の7.7%から大きく縮小している。

長野市95地点の地価公示価格

(1) 標準地 番号	(2) 標 準 地 所 在 地 及 び 地 番 並 表 示	標準地の1平方メートル 当たりの価格 (円)	
		(3) 平成18年	(4) 平成17年
長野-1	長野市吉田2丁目392番6 「吉田2-12-30」	80,000	85,200
-2	大字下駒沢字 中駒沢69番23外	59,600	62,500
-3	大字高田字 北條沖148番24	82,700	87,900
-4	大字小島字 中壺南221番5	70,000	74,100
-5	上松2丁目230番4 「上松2-8-20」	81,000	86,000
-6	桜新町769番17外 「桜新町4-26」	73,500	78,800
-7	上松1丁目710番38 「上松1-6-39」	85,000	90,800
-8	大字若槻団地1番349	64,400	68,900
-9	伊勢宮2丁目2460番276 「伊勢宮2-19-11」	78,600	83,700
-10	若里1丁目385番6 「若里1-19-47」	86,000	91,000
-11	大字稲葉字 母袋沖825番8	68,200	72,300
-12	川中島町四ツ屋字 中河原1145番12	58,200	63,000
-13	大字南長野字 本郷207番1	104,000	110,000
-14	三輪3丁目615番2 「三輪3-9-8」	86,400	91,800
-15	大字高田字 川端東沖724番10	82,200	86,500
-16	青木島町大塚字 大北1562番335	64,900	69,000
-17	川中島町今井字 豊田1664番5	62,700	67,100
-18	稲里1丁目23番4	64,800	68,600
-19	大字安茂里字小路1432番1外	52,000	55,000

(1) 標準地 番号	(2) 標 準 地 所 在 地 及 び 地 番 並 表 示	標準地の1平方メートル 当たりの価格 (円)	
		(3) 平成18年	(4) 平成17年
-20	松代町松代字 代官町1440番23外	55,300	58,500
-21	若穂内字 麦在家8678番14	49,700	52,300
-22	上野3丁目89番	58,800	61,600
-23	吉田5丁目370番91 「吉田5-3-10」	76,300	80,400
-24	大字東和田字 中道南沖342番11	71,200	76,000
-25	上松4丁目1439番11 「上松4-43-10」	70,000	74,500
-26	大字長野字 上長野1221番4	91,000	95,800
-27	大字安茂里字 中道526番30	65,900	69,000
-28	川中島町原字 御々込沖133番12	61,000	64,800
-29	大字西長野字 中組511番8外	79,600	85,000
-30	東犀南394番78	54,400	58,000
-31	篠ノ井布施五明字 上六反110番8	55,400	58,000
-32	篠ノ井布施高田字 上居返645番1	59,000	62,700
-33	篠ノ井小森字 金井田394番7	58,000	62,000
-34	大字安茂里字 竹裏1837番3	79,000	84,000
-35	青木島町大塚字 北島910番17	63,900	68,000
-36	大字柳原字 一丁目2281番22	66,700	70,500
-37	稲田1丁目3番6 「稲田1-3-13」	77,400	81,500
-38	三本柳東1丁目63番	63,000	67,600

(1) 標準地 番号	(2) 標 準 地 番 号 及 び 地 居 所 の 並 び 表 示	標準地の1平方メートル 当たりの価格 (円)	
		(3) 平成18年	(4) 平成17年
-39	広田185番	59,900	64,000
-40	若宮1丁目3番23	80,000	83,500
-41	大字上駒沢字 新町292番40	62,600	65,300
-42	若里5丁目1512番29 「若里5-18-14」	79,200	84,100
-43	大字西長野字 塚原1026番30	68,400	72,100
-44	上松2丁目362番114 「上松2-3-16」	71,000	75,500
-45	平築台104番	69,400	73,900
-46	松代町西条字 同心町4278番1	41,900	44,800
-47	松代町城東62番	51,500	54,700
-48	大字大豆島字中島 1020番1	49,900	52,000
-49	合戦場2丁目3番	63,800	67,200
-50	篠ノ井御幣川字 南五人寄合1161番13	64,500	68,400
-51	篠ノ井布施高田字 南条1121番5外	62,500	66,400
-52	箱清水2丁目2095番7 「箱清水2-18-15」	82,600	88,000
-53	三輪4丁目853番33 「三輪4-7-16」	85,100	91,200
-54	北条町3番17	85,000	91,000
-55	豊野町豊野字 内土浮323番45	49,000	50,800
-56	豊野町浅野字 大日泥595番7	37,500	38,700
-57	豊野町豊野字 上伊豆毛1971番3	39,000	40,400
5-1	大字鶴賀字 腰巻2221番8外	186,000	196,000
5-2	南千歳1丁目 28番1外	529,000	575,000
5-3	三輪6丁目937番2外 「三輪6-26-2」	110,000	113,000
5-4	大字鶴賀字 流沖2138番2	120,000	126,000
5-5	大字鶴賀字 苗間平1618番7外	147,000	150,000
5-6	篠ノ井布施高田字 佃868番12	88,000	95,200
5-7	大字南長野字 徳水神1041番3	194,000	205,000
5-8	大字南長野字 石堂南1282番16	241,000	260,000
5-9	大字南長野字 石堂町並1414番1	270,000	-
5-10	大字鶴賀字 舎利田566番2外	140,000	145,000
5-11	大字南長野字 石堂南1262番12	121,000	128,000

(1) 標準地 番号	(2) 標 準 地 番 号 及 び 地 居 所 の 並 び 表 示	標準地の1平方メートル 当たりの価格 (円)	
		(3) 平成18年	(4) 平成17年
5-12	大字鶴賀字 高畑875番3外	199,000	210,000
5-13	南千歳1丁目19番8	217,000	230,000
5-14	大字南長野字 石堂南1323番9	189,000	198,000
5-15	大字南長野字 十念寺裏624番3外	112,000	119,000
5-16	大字鶴賀字 高築地1488番9外	103,000	105,000
5-17	大字南長野字 宮東460番2	111,000	114,000
5-18	吉田3丁目951番2 「吉田3-11-9」	85,000	91,000
5-19	稲田1丁目28番50外 「稲田1-28-17」	84,300	89,000
5-20	大字石渡字 二反田160番36	80,000	82,800
5-21	大字高田字 中村沖324番19	88,900	94,000
5-22	大字高田字 寺村1393番2	90,300	95,500
5-23	豊野町豊野字 上神代1333番14外	59,100	62,100
5-24	稲里町中央3丁目1番3 「稲里町中央3-1-31」	86,500	-
7-1	東鶴賀町49番2	90,000	93,800
7-2	大字稲葉字 北村東沖2711番外	78,300	83,300
7-3	青木島4丁目4番2外	81,500	83,000
7-4	大字東和田字 前田沖935番1外	88,000	92,700
7-5	大字小島字 八幡堰南136番2外	63,500	64,400
7-6	差出南1丁目 2019番6外	46,800	50,000
9-1	大字風間字 下河原2034番40外	32,400	35,700
9-2	大字穂保字 夫婦池492番12	21,300	23,700
9-3	篠ノ井岡田字 西中条457番1	23,200	26,000
9-4	大字柳原字 下返町2551番16	45,400	50,000
10-1	篠ノ井二ツ柳字 西川原639番2	25,700	27,900
10-2	川中島町上氷鉤字 飯縄面219番	28,900	31,800
10-3	大字赤沼字 西通263番1	27,900	30,500
10-4	若穂館内字 牛池203番1外	22,900	24,900
10-5	大字北長池字 南長池境2098番1外	50,500	54,300
10-6	上野1丁目 1550番7外	39,800	42,800
10-7	豊野町蟹沢字 坂下852番2	18,100	19,100



私のオススメ
『あの路・この店』⑦



JOYGURU ジョイグル
逸品スパイシーな本格的インド料理

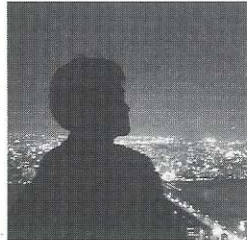
本場のカレーランチ☆なんと！850円
辛さがお好みで選べるのも魅力です♪
是非一度ご賞味ください♪♪

♪♪♪ジョイグル♪♪♪

長野市新田町1529番地 ☎026-234-1343



建築士の目



若き建築士
(ペンネーム)
ツジタニ氏が語る



活断層が物語る

地震と隣り合わせの日本

以前放送されていたテレビ番組で、日本に存在している活断層を一つ一つ描いていくだけで、日本地図の形ができあがるというのがあった。火山のある付近だけでなく、そうでないところにも活断層が細かく存在しているということに、正直あらためて衝撃を受けた。

普通に建物が建ち道路が走るような、自分でも意識しないくらいに身近なところに活断層=地震の巣が存在しているという現実があるのだ。それはすなわち、我々の生活には常に地震と隣り合わせであるということにほかならない。

活断層にも危険度の高いものと低いものが国やその関係機関によって分類されているようだが、危険度のランク付けをしたところで、実際『いつ』その危険な活断層が、どんなふう動いてどんな規模の地震を引き起こすのか・・・なんて分かっていないのが現状ではないか。

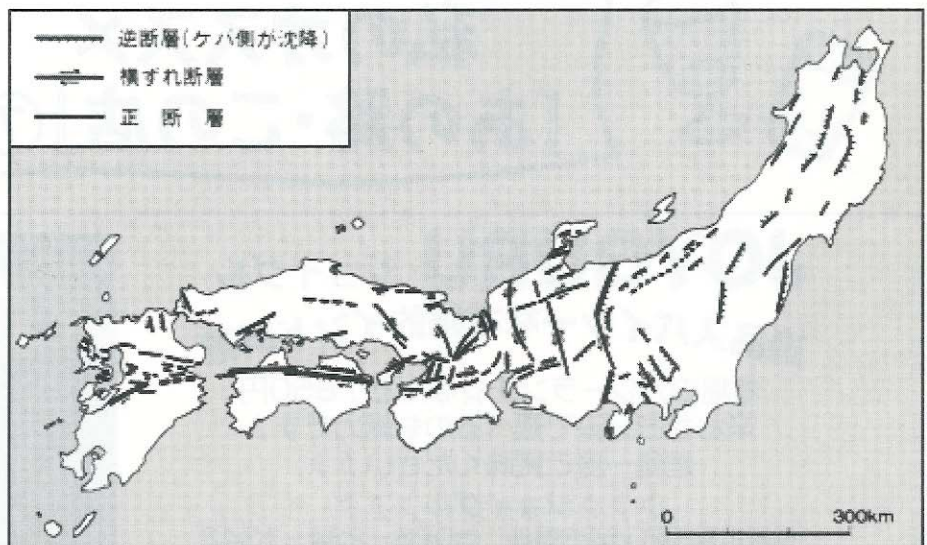
仮に地震予知が完全に出来るようになったとしてそれは素晴らしいことだが、地震が来た時に出来る限りその被害を小さくして、生活に困窮するような大規模の場合は、救助がくるまで生きながらえるような準備を怠らないことのほうが、ずっと大事だと思う。

ここまで書いておきながら、自分はどうかかと振り返ると・・・その準備はお世辞にもできてるとは言えないくらいお粗末。一通り揃えると意外にお金がかかるかもしれないけれど、備えはしていくつもりである。

日本の主な活断層

図は代表的なもののみ。

日本列島は太平洋プレート、フィリピン海プレートのもぐり込みにより絶えず東西圧縮を受け、地殻の変形・破壊が進行し、地表に現れたのが活断層と呼ばれる。



支 部 日 誌

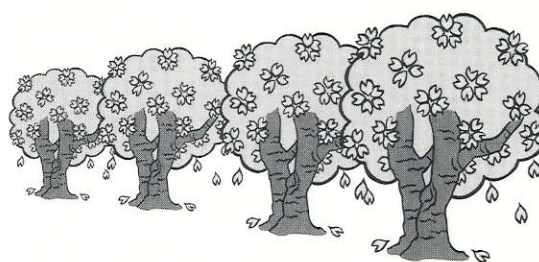
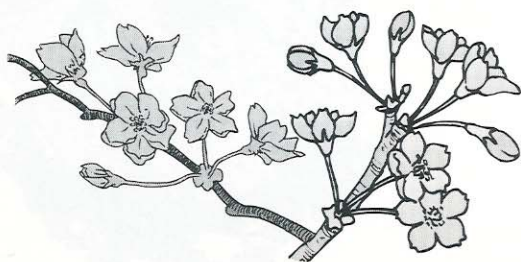
■支部活動

日 時	内 容	場 所	出 席 者
H18年1月27日	顧問・相談役会議	長野建築センター	顧問、相談役、正副支部長
2月 2日	北信ブロック支部長会議	須坂市 迎賓館	池田支部長
2月10日	第32回 北信ブロック会議	メルパルクNAGANO	塚原本会常任理事、正副支部長
3月 7日	技術講習会及び商品説明会	若里市民文化ホール	出席者47名
3月15日	総務委員会	長野建築センター	委員3名
3月22日	理事会	長野建築センター	理事12名
3月23日	長野県地域景観推進会議 絵画コンクール表彰式	長野地方事務所	池田支部長
3月24日	賛助委員会(賛助会役員会)	長野建築センター	役員・委員 14名
	住宅無料相談 9回 1/20・1/30・2/6・2/7 2/13・2/14・2/20・2/27 3/10	電話対応等	小林業務副委員長

は、支部以外の関連行事

■今後の活動予定

日 時	内 容	場 所	出 席 者
H18年3月29日	役員候補選定委員会	長野建築センター	
4月10日	会計監査	長野建築センター	
4月28日	通常総会	メルパルクNAGANO	



会員お知らせ

住所変更

～正会員～

有関建築とまち研究室

新所在地 〒380-0871 長野市西長野2-4 カシヨ情報ビル4F
TEL: 233-5566 FAX: 233-5567

滝澤建設1級建築士事務所…番地変更

新所在地 〒381-0014 長野市大字北尾張部747
TEL: 233-5566 FAX: 233-5567

お知らせ 今後の広報について

支部長 池田修平

新年度を迎えるあたり、当支部における「広報」についてお知らせいたします。

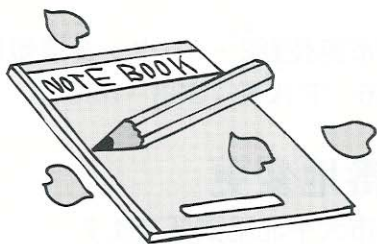
当支部ではこれまで、会員サービスの向上を目的に記事内容や編集方法など『今後の広報のあり方』について、様々な検討を重ねてきました。この中には、諸経費軽減を念頭にホームページへの全面転用による「かすがい」の廃刊も選択肢の一つとして吟味して参りました。

しかしながら、会員や賛助会への大きな連絡手段としてもっと有意義に活用する方法や記事内容・編集方法・その他など、広報委員会を含めた中で充実させていくことが良いのではないかと判断。広報予算に関しては、編集方法や広告などを見直し、ホームページを活用することになっても、原則「かすがい」を継続していくべきと判断いたしました。

当支部は、予算等の制約の中でも会員サービスのための事業を続けていくことが重要と考えております。技術講習会や商品説明会など、会員・賛助会員を含めた中で勉強会を開き、建築知識の習得と自己修練の場を多く設け、会員サービスにつながる創意工夫に努めて参りたいと思っております。今後とも、協会員各位には趣旨ご理解をいただき、ご協力いただけますようお願い申し上げます。



編集後記



今年度は、「かすがい」廃刊の意見もあり、年度当初からの発行がのびのびとなり、3回の発行でした。

情報化の進む中、広報誌の賛否が問われています。ホームページを充実し会員及び一般の皆様がアクセスすると欲しい情報が瞬時に手に入る事が、今、望ましいかたちだと思いますが、事協で行なわれた定期的な催し、その内容を活字でお伝える役割はまだ残されているのではと思います。

広報 M. N